

療育手帳 **更新** 申請手続きについて

(18歳未満、18歳以上の児童施設入所者)

手続きの流れについては、裏面のとおりです

以下の書類をそろえて、西宮市 障害福祉課 へ提出してください 【郵送可】

<更新> ■・・・必須の書類 □・・・該当する場合のみ

■ ① 療育手帳交付（更新）申請書

■ ② 調査票

■ ③ 写真 1枚 <<縦4cm×横3cm>> ・・・・裏面に氏名を記入してください

* 面談の際に兵庫県立西宮こども家庭センターへ持参することも可

⇒ 上半身脱帽で1年以内に撮影したもの（白黒、カラーいずれも可）

既定外のサイズや写真専用紙でない、顔がはっきり写っていないものは不可

■ ④ 現在お持ちの療育手帳の写し

⇒ 手帳番号・顔写真・本人・保護者・最終判定のページをコピーしてください

□ ⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

⇒ 所持されている方のみ

* 面談日時の希望（曜日・時間帯など）がありましたら、調査票（裏面）に鉛筆でご記入ください

不明な点がございましたら下記へお問い合わせください

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市 障害福祉課
0798-35-3194

【裏面有り】

<手続きの流れ> 申請から交付まで、通常2～3か月かかります

- ① 申請書類を西宮市（障害福祉課）へ提出
- ② 西宮市（障害福祉課）から「兵庫県立西宮こども家庭センター」（以下「こどもセンター」）へ申請書類を送付
- ③ 「こどもセンター」から申請者へ面談日程を通知
- ④ 「こどもセンター」にて面談
- ⑤ 「こどもセンター」が西宮市（障害福祉課）へ療育手帳を送付
- ⑥ 西宮市（障害福祉課）から申請者へ新しい療育手帳を送付【簡易書留】
※障害福祉課の窓口にて手帳を受け取りいただく場合もあります
- ⑦ お手元の旧療育手帳を西宮市（障害福祉課）へ返送

兵庫県立西宮こども家庭センター 〒662-0862 西宮市青木町3-23
【電話】（0798）71-4670 【FAX】（0798）74-2538



【JR】西宮駅より 徒歩12分

西宮駅より 阪急バス11・19系統（甲東園行き）「室川町」下車 徒歩2分

【阪急】西宮北口駅より 徒歩15分

【阪神】西宮駅より 阪神バス2番のりば（山手線東回り）又は（鷲林寺線東回り）
「室川町」下車 徒歩2分